

## 平成31年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成31年3月6日（9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	丸山勝記		

10. 議事日程

- 日程第1 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第2 議案第1号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 広川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第6 議案第5号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第6号 町道路線の変更について
- 日程第8 議案第7号 町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第8号 広川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について
- 日程第10 議案第9号 広川町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第11号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第12号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第13号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2

号) について

日程第15 議案第14号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第15号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 報告第1号

○議長（野村泰也）

日程第1. 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○議長（野村泰也）

皆さんおはようございます。きのうはお疲れさまでした。またきょうもよろしくお願いたします。

報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、福祉課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について下記のとおり専決処分する。

平成30年12月25日。

処分の内容です。

- 1、事故発生の日時、平成30年12月3日、月曜、午後1時ごろ。
- 2、事故発生場所、八女郡広川町大字新代、姫野病院東側道路。
- 3、事故の相手方、広川町在住の方。
- 4、事故の状況、本町職員が運転する公用車が、上記道路で相手方車両と離合する際に接触し、公用車、相手方ともに右側ドアミラーを損傷したものです。

5、和解の要旨、過失割合を町5割、相手方5割とし、町の損害額33,339円及び相手方の損害額54,691円について、過失割合に応じ、互いに損害賠償額を支払うものとするものです。

なお、町が相手方に支払う額は、お互いの損害賠償額を相殺しました10,676円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

## 日程第2 議案第1号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第1号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第1号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について。

標記の条例案を別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由でございますが、勤勉手当の支給に関して、基礎額の算定を国に準拠させるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第1号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたように、勤勉手当の支給に関し、基礎額の算定を国の基準に準拠させるもので、内容としましては、勤勉手当基礎額について、扶養手当の月額を算定基礎から除くものでございます。

改正の内容は4ページのとおりであります。5ページの新旧対照表にて説明いたします。

第22条第3項は勤勉手当の基礎額を定めたもので、アンダーラインの部分の「扶養手当の月額並びにこれらに」を「これに」に改め、勤勉手当の基礎額から扶養手当の月額を除くものです。

4ページに戻りまして、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。8番神山章

憲君。

○8番（神山章憲）

広川町の職員の給与は低いから、非常に職員の応募等々が少ないというふうな話も聞きます。他市町村と比較をして、それでどのくらいのレベルにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

近隣の市町村との比較はしておりませんが、国の基準に合わせて給料の額は決定しております。

29年のラスパイレス指数につきましては、96.9%となっております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番神山章憲君。

○8番（神山章憲）

以前は99%ぐらいあったと思うんですが、かなり数字が下がってきたということで、そこによると、新しい職員の応募に影響するんじゃないかと思うんですよ。そこら辺の事情はどうなっておるか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

新採の職員については、近隣の市町村と同じ額となっておりますので、新採の職員については、ほかの市町村とも余り変わらないと考えておりますが。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番神山章憲君。

○8番（神山章憲）

新採用ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）今のは新採。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、了解。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

改正案を見ると、勤勉手当については基礎額から扶養手当の月額を除くということで、減額になるということですよ、勤勉手当がですね。そうすると、年間で、職員全体を通して大体どれぐらいの減額になるものか、わかりますでしょうか。

それから、国の制度に準拠させるということですが、これも近隣の市町村では、やはり同じような処理をしているのかどうか、伺います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

全体の人件費につきましては、百四、五十万円だったと思います。正確な数字は覚えてお

りませんけれども、1人当たりの額が配偶者と子供1人で年間30千円程度の減額となります。

それと、国はそういうことで、今、扶養手当を算入から外しているんですけども、近隣の市町村についても、全て扶養手当は算入されておられません。広川町だけが残っていた状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第1号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第2号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

標記の条例案を別紙のとおり提案するということですが、提案理由、町財政事情を考慮し、町長給料の減額を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたように、町長の給料の減額を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、町長の給料月額を基本額から5%減額するもので、町長選が実施されますので、期間を4月から6月までとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

条例改正の内容につきましては、附則に第24項を加え、平成31年4月1日から平成31年6月30日までの間、規定する給料月額から町長は100分の5を減額した額を支給するものがあります。ただし、期末手当の基礎額の給料月額は規定の額によるものでございます。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第3号**

**○議長（野村泰也）**

日程第4. 議案第3号 広川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第3号 広川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてのお願いでございます。

標記の条例案を別紙のとおりに提案するものでございます。

提案理由でございますが、職員の勤務時間を一定期間内において割り振ることができるように、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細については、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

議案第3号 広川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたが、働き方改革の一環として、職員の勤務時間を一定期間内において割り振りができる、通称でフレックスタイム制度を導入するため

の改正でございます。

この改正により、公務の運営に支障がない限り、始業及び終業の時刻を職員の申告により変更することができることとなります。

改正の内容は10ページのとおりであります。11ページからの新旧対照表にて説明いたします。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りを定めたもので、第3項にフレックスタイム制度を運用するための規定を追加するものでございます。

内容は、始業及び終業の時刻を、職員の申告により公務に支障がないと認めるときは、4週間を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることができる規定です。

育児短時間勤務職員についても、その勤務時間に応じた割り振りができるものでございます。

なお、始業開始及び終業時間を決められる範囲等については、規則で定めることとしております。

また、第1条、第8条の2、第10条の改正は、地方公務員法改正、本条例改正による条項ずれなどによる改正でございます。

10ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第3号 広川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号

**○議長（野村泰也）**

日程第5 議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡



縣市町村職員退職手当組規約の変更についてのお願いでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り、福岡縣市町村職員退職手当組合から、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から、福岡縣市町村職員退職手当組合にふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡縣市町村職員退職手当組規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により、福岡縣市町村職員退職手当組合から脱退する。

また、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により、福岡縣市町村職員退職手当組合に加入する。これらのことに伴い、福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡縣市町村職員退職手当組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

規約につきまして、福岡縣市町村職員退職手当組合の規約の一部を変更する規約（案）でございます。

福岡縣市町村職員退職手当組規約の一部を次のように変更する。

別表第1 嘉穂郡の項中「ふくおか県央環境施設組合」及び「飯塚市・桂川町衛生施設組合」を削り、「飯塚地区消防組合」の次に「ふくおか県央環境広域施設組合」を加え、同表その他の項中「浮羽老人ホーム組合」及び「東山老人ホーム組合」を削る。

別表第2 第1区の項中「浮羽老人ホーム組合」を削り、同表第2区の項中「ふくおか県央環境施設組合」、「飯塚市・桂川町衛生施設組合」及び「東山老人ホーム組合」を削り、「有明生活環境施設組合」の次に「ふくおか県央環境広域施設組合」を加えるものでございます。

附則ですが、この規約は平成31年4月1日から施行するというところでございます。どうぞ慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

条例の改正には私は全く異論はないんですが、別表第1の新旧対照表の中に、新のほうで見てもらうと、八女郡の中に広川町と花宗用水組合と八女地区消防組合が入っているんですね。この花宗用水組合というのは広川町と関係がありますか。今現在は八女郡に属しますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この規約が組合の規約なので、そこは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第5号**

**○議長（野村泰也）**

日程第6. 議案第5号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第5号 町道路線の認定について。

次のように町道路線を認定するものとする。

路線番号、路線名、起点、終点、号級の順で読み上げます。

603、割子田線、広川町大字太田字岩坪ノ二1186番3地先、広川町大字太田字岩坪ノ二1166番37地先、2。

604、八龍面2号線、広川町大字日吉字八龍面1153番1地先、広川町大字日吉字八龍面1150番1地先、2。

平成31年3月4日提出でございます。

提案理由につきましては、道路改良工事により整備した路線を道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線として認定するため、同条第2項の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、建設課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

議案第5号 町道路線の認定について御説明いたします。

説明内容につきましては、議案書18ページをお願いいたします。

路線番号603の割子田線で、本路線は町道芥神線を起点に、終点を芥神支線に接続する総延長97メートル、幅員5メートルの町道で、昨年、道路改良が終わったので、新規路線として新たに認定するものです。

次のページ、19ページをお願いいたします。

路線番号604の八龍面2号線につきましては、久留米市境の久留米カントリークラブの管理用道路としてあった道を町に寄附を受けたもので、起点、終点ともに久留米市道と接続に

なっております。

当該路線につきましては、久留米市藤山の集落内の排水のため、久留米市より排水路整備のお願いがなされていたもので、今年度より事業を進めているものであります。

道路の総延長は142メートル、幅員7メートルの町道として新たに路線を認定するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第5号 町道路線の認定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7～第8 議案第6号～議案第7号

**○議長（野村泰也）**

お諮りいたします。日程第7. 議案第6号 町道路線の変更についてと日程第8. 議案第7号 町道路線の廃止については関連がありますので、一括議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、日程第7. 議案第6号と日程第8. 議案第7号を一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第6号 町道路線の変更について。

次のように町道路線を変更するものとする。

路線番号、路線名、起点、終点、号級について朗読をいたします。

1-21、吉常日吉線、新、広川町大字日吉（79ページで訂正）字宮ノ後611番3地先、広川町大字日吉字六反田70番1地先、1。

旧、広川町大字日吉（79ページで訂正）字宮ノ後611番3地先、広川町大字長延字茶臼塚757番1地先、1。

134、第二中学校線、新、広川町大字久泉字堀ミテ484番1地先、広川町大字久泉字堀ミテ484番1地先、2。

旧、広川町大字久泉字堀ミテ484番2地先、広川町大字久泉字堀ミテ484番地先、2。

190、鳥越古賀線、新、広川町大字久泉字上牟田968番1地先、広川町大字久泉字下牟田878番3地先、2。

旧、広川町大字久泉字下牟田899番1地先、広川町大字久泉字口割837番1地先、2。

247、吉里牟礼線、新、広川町大字新代字蔵ノ町128番4地先、広川町大字広川字前210番3地先、2。

旧、広川町大字新代字蔵ノ町128番4地先、広川町大字広川字前198番2地先、2。

248、壁沿線、新、広川町大字広川字屋敷273番地先、広川町大字広川字屋敷233番3地先、2。

旧、広川町大字広川字屋敷273番地先、広川町大字広川字壁沿296番地先、2。

349、樋掛湯府線、新、広川町大字新代字樋掛386番5地先、広川町大字新代字湯府303番地先、2。

旧、広川町大字新代字樋掛386番5地先、広川町大字新代字湯府304番地先、2。

提案理由でございます。

町道路線の見直しに伴う路線を変更し、管理をしたいので、道路法第10条第2項の規定に基づき町道路線を変更し、同条第2項の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 町道路線の廃止について。

次のように町道路線を廃止するものとする。

路線番号、路線名、起点、終点、号級の順番で朗読いたします。

2-7、日吉長延線、広川町大字日吉字沖田61番地先、広川町大字久泉字上外原1043番1地先、1。

600、吉里牟礼線、広川町大字新代字湯府303番地先、広川町大字広川字前210番3地先、2。

提案理由、町道路線見直しに伴う町道の廃止を行うため、道路法第10条第1項の規定に基づき、同条第3項の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、建設課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

建設課長。

#### ○建設課長（樋口信吾）

議案第6号 町道路線の変更について及び議案第7号 町道路線の廃止について御説明いたします。

初めに、議案書22ページをお願いします。

今回の町道路線の変更並びに廃止につきましては、道路台帳の整備を行うもので、主に補助事業等による新規路線の整備に伴う旧道分の路線の整理を行うものであります。

初めに、路線番号1-21、町道吉常日吉線についてですが、今回、道路台帳の整理を進める中で、当該路線の終点が日吉ではなく長延になっており、名称が起・終点の実態と合っていないということが判明しましたので、これを変更するものですが、これは補助事業で道路整備を行って行く中で路線の変更が行われて生じたものですが、非常にわかりにくい

ということもあって、今回整理をさせてもらっております。

終点を県道久留米立花線から町道日吉芥神線まで、斜線矢印の部分を延長するものであります。これに合わせまして、斜線矢印部分の認定路線であります日吉長延線を廃止するというので、議案書29ページをお願いします。

ここに示しておりますとおり、路線番号2-7、日吉長延線につきましては、今回の車線部分の認定に当たりまして、廃止をお願いするものであります。

戻りまして、議案書23ページをお願いします。

路線番号134、第二中学校線は、町道久泉日吉線の供用開始に伴い、重複認定されている部分を廃し、認定区間を黒矢印のとおり、町道久泉日吉線を起点に変更するものであります。次に、24ページをお願いします。

路線番号190、町道鳥越古賀線につきましても、町道久泉日吉線の供用開始に伴う重複認定区間の廃止であり、認定区間を黒矢印のとおり、町道久泉日吉線を終点に変更するものです。

25ページをお願いします。

路線番号247、町道吉里牟礼線につきましては、町道太田川瀬線から牟礼の丸山団地の北側を通過し、県道三潴上陽線に接続した道路ですが、現在、国庫補助事業で新たに整備を進めている斜線矢印のほうへ路線の変更を行うものです。

これに合わせまして、廃止となる白色矢印区間が未認定となりますので、次のページ、26ページで示すとおり、路線番号248、壁沿線の区間を県道三潴上陽線まで斜線矢印のとおり延長するものであります。

次、27ページをお願いします。

路線番号349、樋掛湯府線も、さきの町道吉里牟礼線の認定区間の変更に伴い、重複区間となります白色矢印部分を廃し、終点を変更する吉里牟礼線とするものです。

次に、30ページをお願いします。

路線番号600、吉里牟礼線も、同じくさきに説明している吉里牟礼線の台帳整理のために廃止するものですが、この路線は平成28年に当該路線を補助事業に乗せて整備するために、バイパス路線として新たに認定したものです。既にあった路線番号247の同名になりますけれども、吉里牟礼線を当該区間に変更することから廃止をお願いするものです。

以上、よろしくをお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

#### ○12番（江藤龍彦）

確認をさせていただきます。

28ページの廃止の部分、日吉長延線が新しく延長されるので廃止ということなんですけど、この終点が大字久泉となっておりますけど、これは正しいんですか。

#### ○議長（野村泰也）

建設課長。

#### ○建設課長（樋口信吾）

はい、そのとおりであります。もともと日吉長延線の認定の部分が、以前は違っておった

部分であったと思います。補助事業に伴ってこういった形になっていますので、今回整理をさせてもらうために廃止をしております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第6号 町道路線の変更について討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第6号 町道路線の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 町道路線の廃止について討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第7号 町道路線の廃止についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第8号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第8号 広川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第8号 広川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正についてのご願ひでございます。

提案理由、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本条例の全部を改正しようとするものでございます。

内容、詳細につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

### ○住民課長（藤島達也）

議案第8号 広川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

提案理由としまして、平成30年度から国民健康保険制度が改正され、保険給付に必要な費用を全額都道府県が市町村に交付されることとなりました。この改正に伴い、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本条例の全部を改正するものであります。

条例の内容について御説明申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

標題を「広川町国民健康保険財政調整基金条例」に改めるものでございます。

また、本条例が昭和39年に制定されたものであり、字句の修正等もありましたので、本条例を全部改正するものでございます。

第1条につきましては、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、財政調整基金を設置する条文でございます。

第2条は、積み立てについて基金として積み立てる額は、国保特別会計決算剰余金の範囲内とする条文でございます。

第3条は、管理について、基金の属する現金は金融機関への預金など、最も確実かつ有効な方法により保管しなければならないことや、「必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」という条文でございます。

第4条は、運用益金の処理について、「基金の運用から生ずる収益は、国保会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるとする。」とする条文でございます。

第5条は、「町長は、繰替運用について、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」ことの条文でございます。

第6条では、処分について、「国民健康保険事業の財政運営に支障が生じる場合は、その全部又は一部を処分することができる。」ことの条文でございます。

第7条は、委任について、「基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。」ものでございます。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

### ○12番（江藤龍彦）

第2条のところの質問をいたしますが、積み立てる額が決算剰余金の範囲内で定めるということになっておりますが、今後、国保会計に剰余金が出てくるものかどうか想像もできませんけれども、もし納付しなければならない金額が不足した場合、どんどん国保税率を上げてもらうとこれは耐えられないわけですが、一般会計からのある程度の繰り出しをして積み立てるという方法は考えられないでしょうか。

### ○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

この条例につきましては、剰余金が出た場合について積み立てるということでございますので、この条例では、そのようなところまで今のところ考えておらないところでございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第8号 広川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第9号 広川町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第9号 広川町いじめ防止対策推進条例の制定についてのお願いでございます。

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

提案理由でございますが、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法に基づき定められた国のいじめ防止等のための基本的な方針及び平成26年に制定された福岡県いじめ防止基本方針により、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、教育次長より説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

議案第9号 広川町いじめ防止対策推進条例の制定について、提案、内容説明をいたします。

議案書35ページをごらんください。

第1条は趣旨となります。この条例は、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法——以下「法」といいます——第14条第1項及び第28条第1項並びに第30条第2項に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定めるものです。

第3条は、法第14条第1項の規定により、広川町いじめ問題等対策連絡協議会の設置につ



いて定めております。この協議会では、いじめ防止のため、学校、家庭、地域、関係機関が連携した取り組みを行う組織となります。

協議事項については、第2項のとおりで、今まで以上に早期発見、未然防止、連携強化に努めてまいります。

第4条は、法第28条第1項の規定により、広川町いじめ問題調査委員会の設置について定めております。これは重大事態への対処となるもので、教育委員会が設置いたします。万が一、いじめにより児童・生徒等の生命、身心、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときに、公平性、中立性が確保されるよう、弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家で構成した委員会により調査を行うこととなります。

続いて36ページ、第5条は、広川町いじめ問題再調査委員会の設置について定めております。第4条で設置した広川町いじめ問題調査委員会の調査結果の報告を受け、町長が再調査の必要があると認められた場合には、別の新たな委員で構成された広川町いじめ問題再調査委員会を設置し、調査を行うこととなります。

なお、この再調査結果は、議会に報告するものとされております。

第6条の委任については、必要事項については別に定めるものとしております。

次に、附則ですが、1、この条例は、公布の日から施行し、2、下記表のとおり広川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

2点ほど確認をさせていただきます。

調査委員は何人ですか、予定は。

それから、弁護士と医師と精神科医というふうに私は聞いたんですが、間違いがあれば。そのほかにもあれば、もう一回お示しいただきたい。

それから、結果は議会に報告しますと言われるけど、その報告するということは、この条例には「別に定める」の中に含むということですか、その辺をお願いします。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

まず、重大事態に対する調査の組織の分ですけれども、先ほど言いましたように、弁護士、精神科医、臨床心理士、あと、学識経験者、専門家等で構成するというようにしておまして、5名を予定しているところです。これについては、別に定めたいというふうに思っております。

それと、議会に報告ということですが、これにつきましても、町長のほうからの報告になりますけれども、これも別に定めることとしております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

あと1点ですけれども、35ページの一番下の「調査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。」とあります。今、次長の説明では、重大事案が発生したときに調査委員会を開いてという話でしたが、その1番に「いじめの防止等のための対策に関すること。」ということがありますが、これは、重大事案が発生してからということであれば、次の事件を防止するという対策になるが、平時のいじめ防止の対策というようなことの事務は含まれないんですか、この条文からいえば。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

いじめの防止に関しましては、教育委員会もですけれども、学校そのものでも基本方針をつくって制定をしております。この中は、あくまでも重大事案が発生したときに、このいじめの防止等の対策に関することで正しかったかどうかというふうな調査を行うものとされております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。8番神山章憲君。

**○8番（神山章憲）**

このメンバーの中には弁護士とか医者とか、いろいろな方が入られると思います。その中で、その日額の報酬あたりは、その方々は別枠で決まるとは思うんですが、このいじめの問題に関しては重大な案件でございますので、委員会の委員さんの報酬日額を4,500円ということですが、日額4,500円で本当に町の人たちも来てもらえる人材があるのかなと思うんですよ。ですから、この日額もいろいろ検討はされておると思うんですが、こういう長く時間をかけて解決をしていく問題に関しては、やっぱり日額もそれなりの報酬を与えていかんといかんとやなかやかと私は思いますが、いかがですか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

特別職の非常勤の報酬に関しましては、ほかの委員会についても、弁護士さん等も委員になっていらっしゃると思いますので、早い時期に報酬の見直しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第9号 広川町いじめ防止対策推進条例の制定についてを採決します。  
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、議事日程の案件に修正がありますので、事務局より説明いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（藤島弘義）

先ほど訂正分の議事日程をお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。

議事日程第14. 議案第13号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）についてに訂正をお願いいたします。

○議長（野村泰也）

議案第6号について町長よりお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第6号の中で、路線番号1-21、新、広川町大字「吉常」を「日吉」、旧も、広川町大字「吉常」を「日吉」と読んだそうでございますので、訂正をいたします。

広川町大字吉常でございます。どうも申しわけございません。

○議長（野村泰也）

続きまして、建設課からの修正をお願いいたします。建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

申しわけありません。29ページの廃止路線の矢印の図面なんですけれども、起点と終点の起点側が丸、終点側が矢印三角となっているんですけれども、それが逆となっておりますので、この場で訂正させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。久留米立花線のほうが終点になります。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、再開します。

日程第11 議案第10号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第10号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第10号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ290,482千円を減額し、予算総額を7,654,004千円とするものです。

第2条 繰越明許費につきましては、予算書5ページのとおり、2款1項、新庁舎等建設地質調査及び測量業務委託料外2事業につきまして、総額34,000千円の繰り越しをお願いするものです。

第3条 債務負担行為の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、広川町学童保育所指定管理委託料外2事業について新たに追加し、11の債務負担行為につきまして、限度額の変更をお願いするものです。

第4条 地方債補正につきましては、予算書7ページのとおり、3. 社会資本整備総合交付金事業外5事業につきまして、限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款. 町税につきましては45,000千円を増額しております。

1項. 町民税は個人住民税所得割、2項. 固定資産税は償却資産が主な増加要因となっております、4項. 町たばこ税は実績見込みにより減額しております。

10款1項. 地方交付税につきましては、追加交付分の3,523千円を増額し、12款1項. 分担金につきましては20,000千円を減額しております。

14款. 国庫支出金及び15款. 県支出金につきましては、補助金等の確定見込みにより、それぞれ120,112千円、76,688千円を減額しております。各項の補正額につきましては、記載のとおりとなっております。

16款1項. 財産運用収入は、基金利子の確定見込みにより3,484千円を増額しております。

18款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を48,959千円、公共施設整備基金繰入金を2,000千円、地域振興基金繰入金を46千円それぞれ減額しております。

20款4項. 雑入は1,516千円を増額し、21款1項. 町債は事業費の確定により76,200千円を減額しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の歳出補正予算につきましては、今年度の各種事業費の実績見込みによる減額補正が主なものとなっております。

1款1項. 議会費は1,253千円を減額しております。

2款1項. 総務管理費は5,160千円、2項. 徴税費は3,782千円、3項. 戸籍住民基本台帳費は1,489千円、4項. 選挙費は88千円をそれぞれ減額しております。

3款1項. 社会福祉費は、国民健康保険特別会計の累積赤字を解消するために国民健康保険特別会計繰出金を114,373千円増額するなど、全体で101,189千円を増額し、2項. 児童福祉費は8,359千円を減額しております。

4款1項. 保健衛生費は9,396千円、2項. 清掃費は24,494千円、5款1項. 農業費は66,680千円、6款1項. 商工費は66千円をそれぞれ減額しております。

7款1項. 土木管理費は5,919千円、2項. 道路橋梁費は国庫補助事業額の確定等により234,733千円、3項. 河川費は2,000千円をそれぞれ減額しております。

8款1項. 消防費は1,706千円、9款1項. 教育総務費は1,648千円をそれぞれ減額してお

ります。

4 ページをお願いします。

9 款 2 項. 小学校費は8,997千円、3 項. 中学校費は2,905千円、5 項. 社会教育費は1,786千円、6 項. 保健体育費は534千円をそれぞれ減額しております。

10 款 2 項. 公共土木施設災害復旧費につきましては、国庫補助事業額の確定等により10,676千円を減額しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

政策調整課長。

#### ○政策調整課長（丸山信夫）

全体の一般職職員人件費の補正及び政策調整課関係の補正予算について説明いたします。

全体の一般職職員人件費につきましては、精算見込み及び退職手当特別負担金の増額でございます。

予算書44ページの給与費明細書にて説明いたします。

今回補正します一般会計の給与費の比較表でございます。中段の2一般職、(1)総括表をごらんください。

報酬、給料、共済費につきましては精算見込みによるもので、職員手当等の増額は勸奨退職者等の退職手当特別負担金を含むものでございます。

なお、人件費補正に関する各課からの説明は省略させていただきます。

次に、政策調整課関係の補正予算（歳入）について説明いたします。

15ページ中段をお願いいたします。

20 款 4 項 2 目. 雑入のうち、非常勤職員公務災害補償保険金51千円の増額は、町村会非常勤職員公務災害保険からの保険金でございます。

次に、歳出を説明いたします。

17ページ下段をお願いいたします。

2 款 1 項 1 目. 一般管理費のうち、特別職人件費608千円の減額、職員研修費265千円の減額は、精算見込みによるものでございます。

人事諸費52千円の増額は、特別職非常勤職員の公務中のけがに対する療養補償費でございます。

20ページをお願いいたします。

2 款 1 項 6 目. 企画費のうち、下から2つ目の住宅取得支援事業1,489千円の減額は精算見込みによるもの、次のひろかわ移住定住促進事業については、3月末に開催するイベントの材料費のため、報償費から需用費へ200千円を組み替えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

総務課長。

#### ○総務課長（丸山英明）

それでは、総務課関係の補正予算について説明させていただきます。

まず、予算書の5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

2款. 総務費の1事業、それから7款. 土木費の2事業の合計3事業、総額で34,000千円を繰り越し事業として次年度へ繰り越すものでございます。

総務課の分といたしましては、新庁舎建設地質調査及び測量業務委託の繰り越しをお願いするものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

上段の表につきましては、福祉課、建設課、産業振興課がそれぞれ管理いたします施設に係る3カ所の指定管理委託料につきまして追加をいたし、期間及び限度額を定めるものでございます。

また、下段の表は、新庁舎建設設計監理委託料ほか、10の委託料・リース料につきまして、入札契約等による限度額の変更をお願いするものでございます。

総務課分といたしましては、上から4つが契約締結等により限度額の変更をさせていただいております。

続いて、7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

3の社会資本整備総合交付金事業の外5件の変更をいたしております。いずれも事業費の確定見込みに伴う限度額の変更をお願いしておるものです。

総務課分といたしましては、庁舎建設に係る分を800千円増額をお願いしております。

続いて、歳入予算について御説明申し上げます。

予算書10ページをお願いいたします。

10ページの中段です。10款1項1目. 地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付がございまして、3,523千円の増額でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

14ページ下段です。16款1項2目. 利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子ほか、町の各種基金の利子の確定見込みによります3,484千円の増額でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

15ページ上段です。18款1項1目. 財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額をしております。

次の公共施設整備基金繰入金につきましては、事業費確定見込みに伴うものを基金から繰入額を変更するものでございます。

下段の21款1項. 町債の補正につきましては、各起債事業の事業費確定見込みにより1目. 総務債につきましては800千円、5目. 教育債は4,900千円の増額、4目. 土木債は7,510千円、9目. 災害復旧債は6,800千円の減額となっております。

続いて、歳出の補正について説明をいたします。

予算書18ページをお願いいたします。

2款1項1目の説明欄、町功労者等表彰費240千円の減額につきましては、表彰者の確定によります減額となっております。

下段、5目. 財産管理費では、説明欄、土地施設管理費、次ページの庁舎建設事業費、それから車両管理費につきまして、契約額確定による減額でございます——失礼いたしました。

庁舎建設事業費、土地施設管理費及び車両管理費につきましては、各費目内の契約額確定による減額でございます。

庁舎建設事業費におきましては、庁舎建設委員会報酬を委員会の開催見込みにより減額しております。

基金管理費につきましては、各基金の運用実績見込みによりまして、積立金を2,967千円増額するものでございます。

続いて、予算書21ページをお願いいたします。

2款1項13目。情報管理費です。15,566千円の減額でございます。説明欄の情報化推進事業費で、今年度、電算機器のリプレース事業における消耗品、それから委託料、使用料及び賃借料につきまして、入札等による事業費確定によりそれぞれ減額をしております。

続いて、予算書23ページでございます。

23ページ中段の2款4項2目。選挙啓発費88千円の減額につきましては、事業費確定による精算をしております。

以上で総務課関係の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

税務課長。

#### ○税務課長（野中洋太）

税務課の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

予算書10ページ上段をお願いいたします。

1款1項1目の個人町民税の所得割について、歳入見込みにより20,000千円増額するものです。主に給与支払報告書など所得に関するデータ及び申告書によるもので、各自治体との扶養控除の突合や税務署の課税資料に基づいた賦課実績により補正するものでございます。

次に、1款2項1目の固定資産税について、歳入見込みにより30,000千円増額するものです。主に償却資産の賦課実績及び税務署の資料に基づいた調査を行い、課税処理したことにより補正するものでございます。

次に、1款2項1目。固定資産税について、実績見込みにより3,000千円増額するものです。主に償却資産の賦課実績及び税務署の資料に基づき調査を行い、課税処理したことにより補正するものです。

次に、1款4項1目の町たばこ税について、たばこの消費本数の実績見込みに伴い、5,000千円減額するものでございます。

予算書の15ページ中段をお願いいたします。

20款4項1目の滞納処分費について、2,240千円減額するものです。広川町が差し押さえしている滞納者所有の土地家屋5件のうち4件の差し押さえ物件について、滞納者からの分納誓約が出されたため、購買を保留したためでございます。

次に、歳出補正について御説明いたします。

予算書22ページ上段をお願いいたします。

2款2項2目。賦課徴収費を2,104千円減額するものです。説明欄、13節。委託料、給与年金支払報告書データ入力委託料を531千円増額計上しておりますが、役務費、他の委託料

の実績に基づき、精算見込みによる補正でございます。

以上で税務課の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

協働推進課関係の補正予算について説明いたします。

初めに、歳入予算の補正です。

予算書12ページ中段をお願いいたします。

14款3項1目、総務費国庫委託金、1節、総務費国庫委託金の自衛官募集事務委託金8千円の増額につきましては、委託金確定によるものです。

続きまして、予算書13ページ上段をお願いいたします。

15款2項1目、総務費県補助金、2節、総務費県補助金の県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金19千円の減額につきましては、補助金の確定によるもの、次の高齢者運転免許証自主返納支援事業県補助金75千円の減額につきましては、実績見込みによるものです。

続きまして、予算書14ページ上段をお願いいたします。

15款2項5目、商工費県補助金、1節、商工費県補助金の福岡県消費者行政推進事業補助金67千円の減額につきましては、補助金の確定によるものです。

続きまして、15ページ中段をお願いいたします。

20款4項2目、雑入、3節、消防団員退職報償金878千円の減額は、報償金額の確定によるものです。

8節、雑入の新市町村振興宝くじ交付金583千円の増額につきましては、交付決定による補正となります。

続きまして、歳出予算の補正について説明いたします。

18ページ上段をお願いいたします。

2款1項1目、一般管理費、防犯対策費、11節、需用費の光熱水費156千円の増額につきましては、防犯灯分の電気料金の値上がりによるもの、次の工事請負費36千円の減額につきましては、防犯カメラ設置工事費の入札執行残によるものです。

次の婚活及び結婚応援事業、14節、使用料及び賃借料27千円の減額につきましては、イベント会場を、無料の会場の活用により不要となったための減額を行うものです。

続きまして、2款1項2目、文書広報費、広報費300千円の減額につきましては、「広報ひろかわ」印刷費の入札執行残によるものです。

20ページ中段をお願いいたします。

2款1項6目、企画費、ふるさと納税事業費48千円につきましては、基金積立金利子額の増額をお願いするものです。

地域公共交通事業費21千円の減額につきましては、補助金額確定によるものです。

続きまして、21ページ上段をお願いいたします。

8目、交通安全対策費、交通安全管理費600千円の減額につきましては、運転免許証自主返納者数の実績見込みにより、20千円掛け30名分を減額するものです。

続きまして、33ページ中段をお願いいたします。

6款1項3目、消費者行政推進費、消費者行政費の66千円の減額は、備品購入執行残によ



るものです。

続きまして、37ページ中段をお願いいたします。

8款1項2目．非常備消防費は489千円の減額となります。内訳としまして、消防団運営事業費418千円の減額につきましては、消防団員退職報償金の額の確定及び表彰記念品、備品購入費の精算によるものです。

次の非常備消防諸費71千円の減額につきましては、防災会議等が開催の見込みがないため、報酬の減額及び八女筑後地区消防団連絡協議会負担金の減額となります。

次の3目．消防施設費につきましては、1,498千円の減額となります。内訳としましては、消防施設費につきましては、備品購入費、第2分団ポンプ車購入に係る入札残1,216千円の減額、その他備品購入による補正となります。

防災施設費につきましては、委託料、防災行政無線施設保守点検委託料及び工事請負費のJアラート新型受信機設置工事費の執行残の減額となります。

5目．災害対策費281千円の増額につきましては、災害対策基金額及び利子の増に伴う積立金の増額補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

福祉課長。

#### ○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の10ページをごらんください。

14款1項1目．民生費国庫負担金では、1節．児童福祉費国庫負担金1,514千円の増額は、平成29年度の子どものための教育・保育給付費負担金の精算による追加交付分となります。

次ページをお願いします。

10節．社会福祉費国庫負担金3,943千円の増額につきましては、平成29年度の自立支援給付費及び障害児入所給付費等国庫負担金の精算による追加交付分となります。

11節の児童手当国庫負担金の6,500千円の減額につきましては、児童手当給付費の決算の見込みによるものです。

次に、14款2項1目．民生費国庫補助金です。

4節の児童福祉費国庫補助金42千円の増額につきましては、子ども・子育て支援交付金の事業費の増額に伴う補助金の増額となります。

次に、予算書12ページ下段となります。

15款1項1目．民生費県負担金です。

1節の児童福祉費県負担金765千円の増額につきましては、平成29年度の子どものための教育・保育給付費の県費負担金の精算による追加交付分となります。

7節の社会福祉費県負担金1,971千円の増額につきましては、平成29年度の自立支援給付費及び障害児入所給付費等県負担金の精算による追加交付分となります。

11節．児童手当県負担金1,000千円の減額につきましては、児童手当給付費の決算見込みによるものとなります。

次に、予算書13ページをお願いします。

15款2項2目．民生費県補助金です。

5節. 児童福祉費県補助金208千円の減額につきましては、病児保育事業の事業費増及び放課後児童クラブ利用料減免事業の事業費減の事業見込みによるものです。

次に、予算書15ページをお願いします。

18款1項6目. 地域振興基金繰入金です。

1節の地域振興繰入金46千円の減額につきましては、地域振興基金利子の増額に伴うものとなります。

次に、20款4項2目8節の雑入です。説明欄にあります介護保険地域支援事業交付金4,000千円の増額につきましては、事業の増に伴う広域連合からの追加交付によるものとなります。

次に、歳出となります。

予算書の23ページをお願いします。

下段です。3款1項1目. 社会福祉総務費。

説明欄の合同追悼式費及び民生委員会費の減額、それぞれ20千円、25千円につきましては、いずれも事業見込みによるものです。

次ページの障害者福祉費1,929千円の減額につきましては、1節. 報酬、9節. 旅費、14節. 使用料及び賃借料、19節. 負担金、補助及び交付金の減額につきましては、いずれも相談支援専門員の一般非常勤の雇用に至らなかったことに伴う減額となります。

また、12節の役務費の減額につきましては、インターネット回線の解約によるものです。

また、23節. 償還金、利子及び割引料189千円の増額につきましては、平成29年度障害者医療費の国庫負担金及び県費負担金の精算返納金となります。

次の臨時福祉給付金事業2,131千円の増額につきましては、平成29年度臨時福祉給付金給付費及び事務費の精算返納金となります。

次の自殺対策事業99千円の減額につきましては、事業見込みによるものとなります。

次に、予算書25ページをお願いします。

3款1項3目. 老人福祉費です。

説明欄の包括的支援事業費1,220千円の減額につきましては、4節. 共済費、7節. 賃金、いずれも育児休業の代替雇用ができなかったものに伴うものです。

次の地域支援事業費2,178千円の減額につきましては、介護予防・生活支援サービス事業のうち、委託事業の見直しによるものです。

次の介護保険事業費4,695千円の増額につきましては、福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定によるものとなります。

次に、予算書の27ページをお願いします。

下段です。3款2項1目. 児童福祉総務費。

説明欄の子育て支援事業費2,777千円の減額につきましては、1節. 報酬、9節. 旅費は、子育て支援センターの保育士の離職によるものとなります。

8節の報償費の減額は、事業見込みによるものです。

13節の委託料の減額は、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の入札残に伴うものです。

児童虐待防止対策事業費132千円の増額につきましては、平成29年度児童虐待・DV防止対策等総合支援事業費の国庫補助金の精算返納となります。

特別保育事業費3,147千円の増額につきましては、13節. 委託料につきましては、病児病後児保育事業費の事業の増額、19節. 負担金、補助及び交付金では、一時預かり事業、延長保育事業は、いずれも利用児童の減少による事業費の減額と、障害児保育事業は対象児童の増加に伴う事業費の増となります。

23節の償還金、利子及び割引料1,879千円につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金の精算返納金となります。

次の放課後児童健全育成事業費758千円の減額につきましては、15節. 工事請負費、学童保育所エアコン設置工事完了による減額となります。

19節. 負担金、補助及び交付金は、学童保育所保育料助成金の事業見込みによる減額です。

23節. 償還金、利子及び割引料は、平成29年度の福岡県放課後児童健全育成事業及び福岡県児童クラブ利用料減免事業の精算返納金となります。

次のファミリーサポートセンター事業117千円の減額につきましては、8節. 報償費、19節. 負担金、補助及び交付金は、いずれも事業見込みによるものです。

次の3款2項2目. 児童措置費、説明欄の児童手当措置費8,000千円の減額につきましては、児童手当給付費の決算見込みによるものです。

子どものための教育・保育給付費14千円の増額につきましては、平成29年度の教育部分に係る福岡県子どものための教育・保育給付費の県負担金及び県補助金の精算返納金となります。

次のページ、29ページをお願いします。

下段です。4款1項1目. 保健衛生総務費。

説明欄の母子保健事業費5,425千円の減額につきましては、7節. 賃金、8節. 報償費、12節. 役務費、13節. 委託料、いずれも事業見込みによる減額となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

住民課長。

#### ○住民課長（藤島達也）

住民課関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款1項1目5節. 国民健康保険基盤安定国庫負担金449千円の増額は、交付決定によるものでございます。

次に、12ページ中段をお願いします。

15款1項1目4節. 国民健康保険基盤安定県負担金432千円の減額、5節. 後期高齢者医療基盤安定県負担金2,118千円の減額は、交付決定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2項2目2節. 乳幼児医療費県補助金6,787千円の減額、3節. 重度障害者医療費県補助金1,909千円の減額、4節. ひとり親家庭等医療費県補助金1,315千円の減額は、交付見込みによるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

22ページ中段をお願いいたします。

2款3項1目。戸籍住民基本台帳費1,489千円の減額のうち、住民基本台帳費854千円の減額は、証明書用偽造防止用紙印刷製本費の減額でございます。

住基ネットシステム機器更改による保守委託料及び機器等賃貸借契約の確定によるもの  
でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

3款1項4目。重度障害者医療対策費は、財源組替によるものでございます。

6目。国民健康保険特別会計繰出金114,373千円の増額は、主に繰出金額の確定によるもの  
でございますが、その他繰出金の内訳は、特定健診事業費町負担繰入分3,059千円の増額  
及び国民健康保険特別会計の累積赤字精算分と過年度国県負担金等精算分を合算した119,105  
千円を増額いたしております。

次に、8目。後期高齢者医療費12,685千円の減額は、後期高齢者医療広域連合からの通知  
により、療養給付費負担金及び保険基盤安定繰出金を減額するものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

3款2項5目。児童医療対策費は、財源組替によるものでございます。

4款1項1目。保健衛生総務費でございます。

説明欄中段の地域医療体制充実推進事業費217千円の増額は、公立八女総合病院企業団負  
担金の増額によるものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

説明欄の未熟児養育医療事業費956千円の減額は、20節。扶助費の実績見込みによる減額  
及び23節。県支出金精算返納金の増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

#### ○環境衛生課長（酒井和哉）

環境衛生課の補正予算について御説明いたします。

歳入から説明いたします。

予算書11ページをお願いいたします。

14款2項2目。衛生費国庫補助金305千円の減額につきましては、本年度補助事業費の確  
定による浄化槽設置整備事業国庫補助金の減額でございます。

13ページをお願いします。

15款2項3目。衛生費県補助金510千円の減額につきましても、本年度の事業確定による  
浄化槽設置整備事業県補助金の減額となります。

続きまして、歳出を説明いたします。

30ページをお願いいたします。

4款1項3目。環境衛生費2,093千円の減額は、合併浄化槽事業の確定による補助金の減  
額でございます。

31ページをお願いいたします。

4款2項1目。清掃総務費53千円の増額は、八女西部広域事務組合の広川町最終処分場対  
策基金の利息が確定しましたので、広川町最終処分場地元対策費13千円と広川町最終処分場  
地元対策基金積立金40千円を増額するものでございます。

2目．塵芥処理費2,134千円の減額は、ごみ袋製作の入札による残額の減額1,945千円と八女西部広域事務組合の負担金189千円の減額でございます。

3目．し尿処理費22,413千円の減額は、八女中部衛生施設事務組合汚泥再生処理センター入札残等に伴う減額となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

産業振興課関係の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入予算のほうから御説明いたします。

予算書13ページの下段をお願いいたします。

15款2項4目1節．農業費県補助金につきましては、主なものとしましては、認定農業者が整備する農業施設に対する園芸農業総合対策事業補助金や新規就農者に対する農業次世代人材投資事業費補助金等の額が確定しましたので、63,997千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書の32ページをお願いいたします。

5款1項3目19節．農業振興費における負担金、補助及び交付金につきましては、先ほど歳入予算で御説明いたしました県補助金の額と町の単独事業の補助金の額が確定しましたので、55,453千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく予算書32ページ、5款1項4目19節．畜産業費における負担金、補助及び交付金につきましても、補助金の額の確定により7,541千円の減額補正をするものでございます。

続きまして、予算書33ページをお願いいたします。

5款1項5目19節．農地費における負担金、補助及び交付金については、多面的機能支払交付金の額が確定しましたことによりまして、土地改良事業団体連合会負担金が増額されましたことでの2,038千円の減額補正でございます。

同じく5款1項5目25節．積立金につきましては、ふるさと水と土保全基金に対しまして、利子が13千円余り当初予算よりふえましたので、これにつきまして積立金に繰り入れするものでございます。

以上で産業振興課分の補正予算につきましての説明を終わります。よろしく願いします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書5ページをお願いします。

第2表 繰越明許費の7款2項．社会資本整備総合交付金事業費13,000千円は、町道福田線の事業費で、国の第2次補正予算で内示を受けたものとなっております。

下段の防災・安全交付金事業の11,000千円は、町道長延逆瀬谷線の逆瀬谷橋の橋梁改修工事費で、当該繰り越しにつきましては入札の不調による繰り越しです。

続いて、歳入について説明いたします。

予算書10ページをお願いします。

12款1項3目。土木費分担金の20,000千円の減額は、久留米市の藤山地区の排水工事に伴い、排水先となる町道八龍面線の側溝整備について、久留米市より工事費分担金として受け取る予定であったものですが、久留米市との協議により、来年度改めて予算化することとなったことから、当該年度分の予算を減額するものです。

予算書11ページをお願いします。

14款1項3目。災害復旧費国庫負担金の9,022千円の減額は、災害査定に伴い、国庫負担金の額が確定したことによる減額です。

14款2項3目。土木費国庫補助金の111,955千円の減額は補助額確定によるもので、社会資本整備総合交付金の木造住宅耐震改修分が450千円、空き家再生等推進事業費の除却分が1,385千円、狭あい道路整備等促進事業分が12,070千円、社会資本整備総合交付金事業分が44,000千円、防災・安全交付金事業分が54,050千円のそれぞれ減額となっております。

予算書14ページをお願いします。

15款2項8目。土木費県補助金の900千円の減額につきましては、福岡県木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金について、補助事業見込額の確定によるものです。

続きまして、歳出の説明を行います。

予算書33ページをお願いします。

7款1項1目。土木総務費の5,919千円の減額は、測量器具の点検手数料、県河川協会、県砂防協会及び県道路協会のそれぞれの負担金減額等による土木管理費309千円の減額と、土木管理担当職員人件費の310千円の減額、木造戸建住宅耐震改修支援事業費1,800千円及び老朽危険家屋等除却促進事業3,500千円の申請見込みの確定による減額です。

予算書35ページをお願いします。

7款2項2目。道路維持費の368千円の減額は、地元施工補助金の砂利置分が減ったことによる減額です。

同じく3目。道路新設改良費の232,554千円の減額については、道路改修事業費で久留米市から分担金を受けて実施予定だった八龍面の側溝整備工事を来年度実施に変更したことによる減額と、狭あい道路整備等促進事業、後退道路整備事業、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業の補助金交付額の減額によるものです。

37ページをお願いします。

7款3項1目。河川費の2,000千円の減額は、河川改修事業費の見込み額の確定による減額です。

予算書43ページをお願いします。

10款2項1目。公共土木施設災害復旧費の10,676千円の減額は、災害復旧工事費の確定による減額です。

建設課分の補正は以上になります。よろしくをお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

教育委員会事務局教育次長。

#### ○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

教育委員会関連の補正予算について説明いたします。

まず、歳入予算です。

12ページをごらんください。

14款2項4目．教育費国庫補助金の1節．小中学校費国庫補助金の83千円の減額につきましては、説明欄の2つの事業確定によるものです。

2節．幼稚園就園奨励費の1,797千円の増額は、変更内定によるものです。

続いて、14ページ上段をごらんください。

15款2項6目．教育費県補助金の87千円の減額は、電子黒板活用実証研究事業費の確定によるものです。

次に、歳出です。

38ページ下段をごらんください。

9款1項1目．教育委員会費、9節．旅費96千円の減額は、精算見込みによるものです。

続いて、2目．事務局費の8節、9節、11節の減額は、それぞれ精算見込みによるものです。

18節、26千円の増額は図書購入費、39ページの25節、319千円の増額は学校建設基金積立金となります。

同じく3目．義務教育振興費の467千円の減額は、精算によるものです。

40ページ上段をごらんください。

9款2項1目．学校管理費の7,957千円の減額は、小学校管理物品費で、14節．使用料及び賃借料の精算による減額と、18節．備品購入費、小学校児童用机椅子購入681千円の増額によるものです。

続いて、2目．小学校教育振興費292千円の減額、3目．学校建設費748千円の減額は、契約後の精算によるものです。

同じく下段をごらんください。

9款3項1目．学校管理費です。

説明欄、中学校管理物品費の2,629千円の減額は、14節．使用料及び賃借料の精算による2,725千円の減額、18節．備品購入費、中学校生徒用机椅子購入96千円の増額によるものです。

同じ説明欄、中学校給食費の54千円の減額は、精算によるものです。

続いて、41ページ上段をごらんください。

9款3項2目．教育振興費の222千円の減額は、契約後の精算によるものです。

次に、下段をごらんください。

9款5項1目．社会教育総務費のうち、説明欄、成人式典費の144千円の減額、2目．公民館費の121千円の減額は、精算によるものです。

続いて、42ページ上段をごらんください。

9款5項7目．図書館費の90千円の減額は、内訳としまして、説明欄、図書館運営費179千円減額は精算見込みによるもの、町民交流センター施設管理費89千円の増額は電気料不足によるものです。

同じく下段をごらんください。

9款6項1目．保健体育総務費の534千円の減額は、町民体育大会が中止になったことによる精算です。

以上で教育委員会関連の補正予算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

6ページ、債務負担行為の補正のところで、変更が11件出されておるようですけども、数字を見てみると、大体減額されているんですね。ところが、地図情報システムの賃借料だけが、若干ですけど、金額が上がっておるように書いてあるんですが、これは何か特別な理由があったんでしょうか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

地図情報システムにつきましては、消費税増額分を見越しておりませんでしたので、今回の補正で増額をお願いしているものでございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それと、あと2点ほど伺いますが、まず、32ページの農業振興費の中で、園芸農業関係の補助金、金額が42,000千円以上の減額となっておりますが、こういう補助金があるのに使われなかったというのは、どう考えたらいいんでしょうかね。

それと、ついでにもう一点ですが、国保会計への繰り出しについては、本当に大きな決断をされたと思います。大変評価をいたしますが、担当課なり管理職のほうではその件についてどのような議論があったのか、わかる範囲で結構ですので、お願いします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

農業振興費の高収益事業関係でございますけれども、これにつきましては、毎年、農業者の方から事業要望を取りまとめて予算に計上しているところでございます。

これにつきましては、本年度につきましては17件の申し込みがございまして、実際に事業をされた方につきましては12件でございます。あとの5件の方につきましては、県の採択がとれなかったという方と、補助残につきましては資金計画ができなかったという理由で取り下げられたという方がございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

一般会計からの国保会計への赤字解消のための繰入金につきましては、国保制度が広域化するというふうに決まった段階での既定路線でございましたので、今回の補正予算についての特別な議論というのはいしておりません。

○議長（野村泰也）



ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第10号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第11号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第11号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ18,524千円を追加し、予算総額を2,446,824千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

1款1項. 国民健康保険税29,817千円の減額、6款1項. 県負担金34,651千円の増額、10款1項. 他会計繰入金114,373千円の増額、12款4項. 雑入の歳入欠かん補填収入を100,683千円減額しております。

今回の補正において、これまでの累積赤字を解消することとしています。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は4千円の増額、4項. 趣旨普及費は315千円の減額、2款1項. 療養諸費は29,778千円の増額、4項. 出産育児諸費は3,360千円の減額を実績見込みによりそれぞれ計上しております。

6款2項. 特定健康診査等事業費は、特定健康診査の病院受診者の増加に伴い、3,059千円を増額しております。

9款1項. 償還金及び還付加算金は、実績見込みにより10,642千円を減額しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろ

しくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

議案第11号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

予算書6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目。一般被保険者国民健康保険税29,817千円の減額は、収入見込みによるものでございます。

6款1項3目。保険給付費等交付金34,651千円は、交付金額の見込みによるものでございます。

10款1項1目。一般会計繰入金の1節。保険基盤安定繰入金から4節。財政安定化支援事業繰入金までにつきましては、繰り入れ金額の確定によるものでございます。

5節。その他一般会計繰入金122,164千円の増額は、特定健診事業費町負担繰入分3,059千円及び国民健康保険特別会計の累積赤字精算分と過年度国県負担金等精算分を合算した119,105千円を増額しております。

続きまして、7ページをお願いします。

12款4項8目。歳入欠かん補填収入100,683千円の減額は、国保特別会計の累積赤字精算に伴い、繰上充用分を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款1項2目。連合会負担金4千円の増額は、データ連携用パソコンのサポート負担金です。

4項1目。趣旨普及費315千円の減額は、国保啓発用パンフレットを購入しなかったため、精算するものでございます。

2款1項1目。一般被保険者療養給付費29,778千円の増額は、実績見込みによるものでございます。

4項1目。出産育児一時金3,360千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

6款2項1目。特定健康診査等事業費3,059千円の増額は、特定健康診査の受診者の増加及び病院受診者の増加に伴い、増額をお願いするものでございます。

9款1項7目。療養給付費等負担金償還金13,000千円の減額は、平成29年度一般・退職療養給付費等負担金の超過分を実績見込みにより精算するものでございます。

9目。特定健康診査等負担金償還金358千円は、平成29年度特定健康診査・特定保健指導負担金の国・県超過分を精算するものでございます。

10目。その他の償還金2,000千円の増額は、平成29年度高額医療費共同事業国庫負担金の超過分を精算するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第12号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第12号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第12号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,504千円を追加し、予算総額を268,737千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入につきましては、1款1項、後期高齢者医療保険料を実績見込みにより7,328千円増額し、4款1項、一般会計繰入金を保険基盤安定繰入金の確定により2,824千円を減額しております。

3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、2款1項、後期高齢者医療広域連合納付金を実績見込みにより4,504千円増額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第12号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第13号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第13号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、予算総額を21,451千円とするものです。

第2条 地方債の補正は、予算書4ページのとおり、県営防災ダム整備事業負担金につきまして限度額の増額変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

7款1項. 町債は、県営防災ダム整備事業負担金分を1,500千円増額計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出につきましては、1款1項. 総務管理費に歳入で説明しました負担金を1,500千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ダム会計については、これまでの起債はなかったと思うんですけど、今回が新たな起債ということで3,400千円の起債残ということでよろしいですか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

このダム会計のほうでございまして、これは広川ダムの長寿命化で県が事業を行いますので、この負担金を町が5%負担しなければならないということでございまして、その分につきましての起債をお願いするものでございまして。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

その内容はいいんですけど、ダム会計の中に今まで起債は多分なかったと思うけど、これが新たな起債ということでもいいですか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

今回、ダム会計のほうにおきましては、初めて起債のほうの借り入れをする予定でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第13号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、会議を再開いたします。

日程第15 議案第14号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第14号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第14号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額

から歳入歳出それぞれ657千円を減額し、予算総額を616,203千円とするものです。

第2条 地方債の補正は、予算書4ページのとおり、1. 流域下水道事業債外1事業につきまして限度額の減額変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

8款3項. 消費税は、額確定により243千円の増額、9款1項. 町債は、事業費の確定により900千円を減額しております。

続きまして、予算書3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

2款1項. 下水道事業費は、矢部川流域下水道事業町負担金の額確定により1,591千円を減額し、10款1項. 予備費は934千円を増額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第14号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第15号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第15号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第15号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、資本的収入を475千円、資本的支出を1,142千円減額し、予算総額474,145千円とするものであります。

資本的収支では121,716千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

資本的収入の国庫補助金につきましては、工業団地内の老朽管更新に係る生活基盤施設耐震化等補助金の交付額決定により、475千円を減額いたします。

資本的支出の調査費につきましては、福岡県南広域水道企業団が実施する工事に関連する水圧増に対応するための調査費について、入札残の980千円を減額するものです。

総係費の住居手当については、不用額162千円を減額するものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第15号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

今回は、あす午前9時30分から開議いたします。どうもお疲れでございました。

午後1時7分 散会